

医療情報システム機器保守契約仕様書

1 概要

本仕様書は「埼玉県立精神医療センター医療情報システム機器保守契約」の保守等に関し必要な仕様を定めるものである。

2 対象機器

(1) 概要

① 保守対象物品

別紙の「埼玉県立精神医療センター医療情報システム機器一覧」のとおり

② 契約期間

契約日から令和5年9月30日まで

ただし、契約日から令和3年6月30日までは準備期間とし、機器の保守期間は令和3年7月1日から令和5年9月30日までの27カ月とする。

③ 設置場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2

埼玉県立精神医療センター1階 サーバ室

(2) 納入

① 受注者は本契約にて定められた場所において、本契約に定められた内容のサービスを提供し、また、保守部品を納入する。

② 受注者は、サービスの提供、保守部品の納入が納期までにできないおそれが生じたときは、遅滞なくその旨を発注者に通知し、発注者、受注者にて協議の上、その後の対応を検討するものとする。

(3) 交換部品の回収

① 保守期間内に生じた、交換機器についてはすべての機器、付属品を回収すること。

② 回収に関わる費用（配送・保管・廃棄・リサイクル等）をすべて負担すること。

③ 回収作業時に生じた事故については、受注者がその責任を負うこと。

④ 交換した記憶装置を回収した際には、作業報告書と共にデータ消去の証明を文書等で発行すること。ただし、記憶装置については必ずしも回収を要しない。

⑤ 保守サービス実施により交換した被疑部品の所有権は受注者に帰属するものとする。

3 保守内容

(1) 本機器が正常な使用において故障した場合、受注者は責任をもって保守部品の交換等によりその修理作業を行う。その際受注者は、他機器、ケーブル類との接続及び解除が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うものとする。

(2) 受注者は保守部品について遅滞なく準備を行うものとする。尚、保守部品の費用は受注者の負担とする。

(3) 発注者が本機器の改造、移設、他の機器の取付けを行う場合には、保守サービスの継続の

観点からあらかじめ文書にて受注者の確認を求めるものとする。

- (4) 受注者は発注者から保守サービスの依頼があった場合、まず第一次的に電話・メールにて情報を確認したうえでオンサイト保守が必要と判断した場合に、発注者と日時を調整し速やかにオンサイト保守を行うものとする。

4 保守に関する条件

(1) 保守作業等

- ① 受注者は契約期間を通じて、本件対象機器が破損若しくき損し、正常に使用することができない又は動作しない事態（以下「障害等」という）が生じた場合は、速やかに技術者を派遣して保守を行うものとする。
- ② 受注者は契約期間を通じて、障害等が生じた場合、県立病院機構からの請求に基づき、障害等を解消し、機器を正常に使用できるよう努めること。
- ③ 契約期間を通じて、上記（2）の請求があった場合は、受注者の負担により、請求のあった翌営業日までに、県立病院機構の承認がある場合を除き機器設置場所において、障害等を解消し、正常に使用できるよう作業を行うこと。ただし、障害等が県立病院機構の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- ④ 受注者は、上記（3）の作業を完了した場合は、当該作業を完了した日から 10 日以内（その日が 3 月 31 日の場合は 3 月 31 日に）に、作業の内容を書面により、県立病院機構に報告しなければならない。
- ⑤ 受注者は、これら保守作業等を確実に遂行するため、緊急連絡先など必要な情報について、保守体制図を作成し、あらかじめ県立病院機構に提出することとする。

(2) 保守の対象範囲

受注者が行う保守の対象範囲は、別紙の「埼玉県立精神医療センター医療情報システム機器一覧」に示した機器等とし、通常の利用で発生する可能性のある障害等を対象とする。

(3) 保守作業の体制

- ① 保守にかかる連絡対応窓口を一本化し、障害等が発生した場合に、即時に対応できる体制が確立されていること。
- ② ハードウェアの交換が必要である場合は、当該連絡を受けた後、5 時間程度で設置場所に到達できること。
- ③ 保守等に使用する交換部品等が必要となった場合に、速やかに入手できる手段、経路が確保されていること。
- ④ 他のシステム構築及び運用管理に起因する障害等が発生した場合に、病院のシステム担当者へ速やかに連絡できる体制であること。

(4) ハードウェア保守

- ① 受注者は、保守対象機器の定期的な点検、調整等（以下定期点検という）を行うこと（3 か月に 1 回以上）
- ② 受注者は、定期点検時の技術者派遣、点検及び消耗品以外の部品交換に関するサービスを行うこと。

- ③ 受注者は、定期点検作業により、障害等部位が発見された場合や障害等発生の可能性のある状態を確認した場合は、必要に応じて予防保守として当該部位の物品交換等、必要な措置をとること。
- ④ 受注者は、契約期間を通じて、障害時の技術者派遣、修理及び消耗品以外の部品交換に関するサービスを行うこと。
- ⑤ 受注者は、対象範囲のハードウェア保守をオンサイトで行うこと。
- ⑥ 受注者は、県からの問い合わせ対応に関するサービスを行うこと。

(5) 発注者の義務

発注者は、受注者が可及的速やかに保守作業を行うため、以下を行うものとする。

- ① 保守に必要な情報及びスペース、ケーブル類の提供。
- ② 保守に必要な設置場所への入退館手続き情報機器及び測定機等の持ち込み及び持ち出しの許可。
- ③ 受注者の要請がある場合、本機器に接続された機器等の関係者の呼び出し及び立ち会い。
- ④ 障害の切り分け作業、及び再現テストへの協力。
- ⑤ 受注者による保守作業前の本機器 OS 及びデータ領域のフルバックアップの実施。
- ⑥ 依頼・問い合わせ前の障害情報の可能な限りの取りまとめ。

(6) 保守時間帯

- ① 保守窓口の受付時間は24時間365日とする。
- ② 対応窓口には、常時1名配置すること。

5 機密保護

受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関する事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

なお、受注者は本契約終了後、県立病院機構の指示により、機器等に記載されたデータは責任を持って消去し、外部にデータが流出することがないようにすること。

6 瑕疵担保責任

本契約終了日までに限り、受注者は、自らの帰すべき事由により発生した納入保守部品の不良に対し、当該保守部品の修理又は交換を行うものとし、別途、損害賠償等の義務を負わないものとする。

7 免責条項

- (1) 発注者の承諾を得た上で行う本機器の使用停止に伴う発注者の不利益について受注者は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 受注者は発注者の逸失利益、データや情報などの喪失、当該ソフトウェア、関連マニュアル、その他の資料及び特別な事情から生じた損害（損害発生の可能性につき受注者が予見し、または予見し得た場合を含む）及び第三者から発注者に対してなされた賠償請求に基づく損害については責任を負わないものとする。ただし受注者の故意又は重大なる過失に

基づいて発注者に生じた損害について、受注者は本契約の1年分の契約料を上限として賠償の責任を負うものとする。

- (3) 受注者の作業中に発注者のデータや情報が消失しても、発注者が作業前にフルバックアップしたデータと情報で対応することとし、受注者は何ら責任を負わないことを確認する。発注者がフルバックアップをしていなかったときも受注者は何ら責任を負わないものとする。
- (4) 天災地変、事故などによる交通傷害、その他正当事由により本契約の履行遅滞又は不履行が生じた場合には受注者はその責任を負わないものとする。

8 その他

- (1) 変更を行う場合は、事前に作業工程及び作業スケジュールを提出すること。
- (2) 発注者と打合せを行った場合には、その都度議事録を提出すること。
- (3) その他定めのない事項については、埼玉県立病院機構、受注者、協議して定めるものとする。